平成３０年７月１０日

アイシン健康保険組合

**平成30年 台風第7号及び前線等に伴う大雨により被害を受けられた皆さまへ**

このたび、平成30年 台風第7号により被害を受けられた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

　アイシン健康保険組合では、台風により甚大な被害を受けられた組合員の方を対象に、医療機関で　受診した際の一部負担金等の支払いについて、以下の通り猶予の対応をしますので、お知らせします。

【適用対象となる方】

次の**（１）及び（２）のいずれにも該当**する方が対象者です。

1. 平成３０年 台風第7号に係る災害救助法（昭和22年法律代118号）の適用市町村

内閣府ホームページに住所を有する（発生以降、適用市町村から他の市町村に転入した方を含む。）組合員

1. 医療機関窓口において、平成30年 台風第７号により、次のいずれかの申し立てをした組合員
   1. 住家の全壊、全流出、半壊、半流出、一部壊、一部流出、床上浸水、床下浸水の被災をした旨
   2. 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
   3. 主たる生計維持者の行方が不明である旨

【対応】

1. 医療機関での受診
   1. 医療機関にその旨を伝えて受診や調剤をしてもらってください。
   2. 当日の窓口負担額（自己負担額）はゼロとなりますが、その分については後日、健保組合から直接、被保険者へ請求させていただく予定です。
2. 保険証を紛失した場合
   1. アイシン健保の組合員である旨と氏名、生年月日、被保険者の勤務する事業所（会社名）を　　　医療機関に伝えてください。
   2. 併せて、健保組合へ保険証の再発行申請を行ってください。
3. 任意継続保険料の納付

　　被災した任意継続被保険者の方が保険料納入の期限に納付できない場合は、その旨を健保組合へ　申し出てください。

【お問合せ先】

　　該当する方で、不明な点等がある場合は、アイシン健康保険組合へお問い合わせください。

　　　　　　　　　　　アイシン健康保険組合　給付チーム　　TEL（0566）77-8021

以上